

(別紙)

2. 推薦基準の「注意事項」は下記の通りです。

(1) 「大学学部生」について

- ①原則として修了時年齢は26歳を超えないものとする。
- ②日本在住の所定の保証人が得られるもの。  
(「大学院修士課程生」「短期大学生」も同様とする)
- ③外国人留学生は含まれないものとする。  
(「外国人私費留学生」の推薦枠の扱いとする)

(2) 「大学院修士課程生」について

- ①原則として修了時年齢は30歳を超えないものとする。
- ②いわゆる「法科大学院」生は含まれないものとする。

(3) 「短期大学生」について

- ①原則として修了時年齢は22歳を超えないものとする。

(4) 「外国人私費留学生」について

- ①対象とする外国人留学生とは、原則として東アジア、東南アジア諸国からの留学生とする。
- ②原則として修了時年齢は、大学学部生は30歳まで、大学院生は35歳までとする。
- ③保証人は留学生本人の採用時から修了時まで日本在住者であることを要する。

4. 提出書類の「注意事項」は下記の通りです。

「奨学生規程」及び「留学生奨学生規程」に定める提出書類

(1) 「大学学部生・大学院修士課程生・短期大学生」について

- ①「奨学生願書」：添付の所定用紙を使用して、本人自筆の履歴等、写真添付  
(別途、履歴書・写真は不要)  
連帯保証人(父母またはそれに準ずる方)の署名押印、  
学校長・学部長またはそれに準ずる方の推薦(署名押印)
- ②「在学証明書」：大学発行のもの
- ③「成績証明書」：新入生は高校最終学年のもの、在校生は大学発行のもの
- ④「所得証明書」：連帯保証人については市区町村長発行のもの  
(取得出来る直近のもの)
- ⑤「住民票」：奨学生志願者の本人と家族全員分(除く別生計者)  
同一世帯員でない場合の連帯保証人分

(2) 「外国人私費留学生」について

- ①「外国人奨学生願書」：添付の所定用紙を使用して、本人自筆の履歴等、写真添付
- ②「推薦状」：学長・学部長の推薦(署名押印)
- ③「保証書」：奨学生申請時点で大学へ届出している保証人  
添付の所定用紙を使用して、署名押印
- ④「成績証明書」：新入生は最終学歴のもの、在校生は大学発行のもの
- ⑤「在学証明書」：大学発行のもの
- ⑥「外国人登録証明書写」：コピーで可  
(在留カード)

\*尚、他の奨学生との併用は問題有りません。

以上